

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

厚生年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 10 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人のA株式会社（B船）における船員保険被保険者資格の取得日は昭和17年5月12日、同資格の喪失日は18年4月4日であると認められることから、申立期間①に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間②について、事業主は、申立人が昭和18年6月29日にA株式会社（C船）の船員保険被保険者資格を取得し、19年7月31日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立期間②に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間③について、申立人のA株式会社（D船）における船員保険被保険者資格の取得日は昭和20年4月1日、同資格の喪失日は21年7月9日であると認められることから、申立期間③に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は、申立期間①及び②については100円、申立期間③については、昭和20年4月から21年3月までを200円、21年4月から同年6月までを630円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和17年5月12日から18年4月4日まで
② 昭和18年6月29日から19年7月31日まで
③ 昭和20年4月1日から21年7月9日まで

私は、昭和17年5月にA株式会社に入社し、同社所有の船舶に乗っていた。申立期間①については、入社して間もなくB船に乗ったところ、18年4月ごろ、航行中にアメリカ軍の攻撃を受け、沈没した。

また、申立期間②については、昭和18年6月からC船に乗ったところ、19年7月、航行中にアメリカ軍の攻撃を受け、沈没した。

申立期間③については、昭和20年4月1日から自宅待機、同年5月にE事業所でD船の乗組員として待機し、D船は同年8月7日にF市町村を出港したが、数時間後に機雷に触れて沈没した。終戦後は、再び自

宅待機となったが、21年1月に乗船命令を受け、G港から引揚者等の帰還に使用するためにアメリカから貸与されたLST（戦車揚陸艦）に乗船した。

申立期間①から③までについて、船員保険に加入していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、A株式会社に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人と同姓同名で（生年月日は空欄）B船に乗っていた者の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は空欄、資格喪失日は昭和18年4月4日）が確認できる。

また、A株式会社が保管する船員保険保険料船員負担分票において、申立人がB船に乗り、昭和17年5月12日から18年4月4日までの期間について、船員保険被保険者として保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶するB船の船長の氏名及び遭難時の状況は、当時の状況を記したH船史の内容と一致している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、申立人のA株式会社における船員保険被保険者資格取得日は昭和17年5月12日、同資格喪失日は18年4月4日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の記録から、100円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、A株式会社に係る被保険者名簿において、申立人と同姓同名かつ同一生年月日でC船に乗っていた者の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和18年6月29日、資格喪失日は19年7月31日）が確認できる。

また、A株式会社が保管する船員保険保険料船員負担分票において、申立人がC船に乗り、昭和18年6月29日から19年7月31日までの期間について、船員保険被保険者として保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人が記憶するC船の船長の氏名及び遭難時の状況は、当時の状況を記したH船史の内容と一致している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和18年6月29日に船員保険被保険者資格を取得し、19年7月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の被保険者名簿の

記録から、100円とすることが妥当である。

- 3 申立期間③について、申立人は、「昭和20年4月1日から自宅待機となり、同年5月からD船の乗組員としてE事業所で待機し、D船に乗り、同船舶が沈没した後は、再び自宅待機となったところ、21年1月に乗船命令を受け、アメリカから貸与されたLSTに乗船し、同年6月ごろまで引揚者等の輸送業務に従事した。自宅待機期間も保険料控除が行われているはずなので、これらの期間については船員保険に加入していたはずである。」と主張しているところ、A株式会社に係る被保険者名簿において、申立人と同姓同名（生年月日は判読不明）の基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は空欄、資格喪失日は昭和21年7月9日）が確認できる。

また、A株式会社が保管する船員保険保険料船員負担分票において、申立人が、昭和20年4月1日から予備船員として同年4月分の船員保険料を給与から控除されていたこと、及び同年5月以降はD船の乗組員として管理されていたことが確認でき、また、同社が保管するD船遭難時乗組員名簿（昭和20年8月7日現在）には、申立人がD船に乗っていた旨の記載がある。

さらに、A株式会社のD船に係る被保険者名簿には、申立人を含めて昭和20年4月1日以降に資格取得した者は確認できないが、上記の乗組員名簿においてD船に乗ったことが確認できる者は、「私は、20年4月1日から同年8月7日の出港まで、社命によりE事業所で乗船待機をしていた。終戦後は、自宅待機となり、21年6月24日付けで退職願を提出した。私の年金記録は、20年4月1日から21年6月25日までの期間がA株式会社での加入期間となっている。」と証言しているところ、オンライン記録から、この者は20年4月1日から21年6月25日まで、A株式会社に係る船員保険の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の記録であると認められ、A株式会社における船員保険被保険者資格取得日は昭和20年4月1日、同資格喪失日は21年7月9日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月から21年3月までについては、A株式会社が保管する船員保険保険料船員負担分票の記録及び同僚の被保険者名簿の記録から200円、21年4月から同年6月までについては、申立人の被保険者名簿の記録から630円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和54年4月2日、資格喪失日に係る記録を同年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月2日から同年7月1日まで

申立期間について、A事業所に在籍期間を照会したところ、当該期間については非常勤のB職として在職していることが確認できた。申立期間において厚生年金保険の加入記録が無いことに納得がいかないので、調査をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された申立人に係る在籍証明書及び人事記録から、申立人が申立期間において、A事業所に非常勤職員として勤務していたことが確認できる。

また、当時の事務担当者は、「非常勤職員を厚生年金保険に加入させていた。」、「申立人は8時間勤務の非常勤職員であったため厚生年金保険に加入させており、申立人の給与から保険料を控除していたはずである。」と証言している。

さらに、申立人が一緒に働いていたと記憶する非常勤職員二人には、A事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できる上、申立人より後に採用された同僚のうち二人は、それぞれ厚生年金保険に2か月、1か月と短期間加入した後に常勤職員となり、C共済組合に加入となっていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述の事務担当者の証言及び申立人と同時期採用の同僚に係る標準報酬月額の記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票に健康保険番号の欠番は無い上、事業主が申立人に係る厚生年金保険被保険者の資格取得及び喪失の届出を行ったにもかかわらず、社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月9日

私は、A事業所から平成19年10月に支給された賞与（寒冷地手当）について厚生年金保険料を控除されているが、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、寒冷地手当支給表において確認できる保険料控除額により、6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めているこ

とから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月9日

私は、A事業所から平成19年10月に支給された賞与（寒冷地手当）について厚生年金保険料を控除されているが、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、寒冷地手当支給表において確認できる保険料控除額により、17万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めている

ことから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月9日

私は、A事業所から平成19年10月に支給された賞与（寒冷地手当）について厚生年金保険料を控除されているが、年金記録に反映されていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、寒冷地手当支給表において確認できる保険料控除額により、6万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届の提出を失念した旨を認めている

ことから、社会保険事務所（当時）は、申立期間における標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和17年6月1日、資格喪失日は19年5月1日であると認められることから、当該期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年5月22日まで

私は、小学校を卒業後、申立期間においてB都道府県のC区にあったA社に勤務していた。同社には、30人ぐらいの従業員が勤務していた。

私が所持する申立期間当時の郵便貯金通帳から、A社に勤務していたことが確認できるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において、C区にあったA社に勤務した。」と主張しているが、オンライン記録では、申立期間の被保険者記録が無い。

一方、厚生年金保険適用事業所名簿によると、C区にあったA社は、昭和20年3月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の記載は確認できるものの、厚生年金保険の適用事業所となった日付の記載は無く、備考欄には、「名簿なし」と記載されている。また、日本年金機構D事務センターでは、当該記載について、「戦災により、同社に係る被保険者名簿が焼失したが、復元されなかったものと考えられる。」と回答している。

しかしながら、上記の厚生年金保険適用事業所名簿については、事業所記号がイロハ順に付号されているところ、C区にあったA社に係る事業所記号の次の文字が付号された事業所は、昭和17年1月1日に労働者年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、当時、E区にあった同社（F工場）は、健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、同日

に労働者年金保険の適用事業所となっていることから判断すると、C区にあった同事業所も、同日の同年1月1日には労働者年金保険の適用事業所であったものと推認できる。

また、申立人が所持する申立人名義の郵便貯金通帳に記載された住所は、C区のA社内とされていることが確認でき、申立人が記憶する複数の同僚は、「申立人は、C区にあったA社に勤務していた。」と証言していることから判断すると、申立人は申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

さらに、申立人が所持する上記の郵便貯金通帳から、B都道府県内の郵便局において昭和17年4月21日から19年3月2日まで複数回の預金の預入れ、払出しが行われ、19年8月6日以降は、G都道府県内の郵便局において預金の払出しを行っていることが確認できる上、申立人は、「昭和19年の夏前に、G都道府県の実家に戻って1か月も経過しないころに体調を崩し、関節炎を患ったことを記憶している。関節炎を患ったのは、同年5月末ごろだったと思う。」と述べていることから、申立人は、申立期間のうち、17年6月1日から19年4月30日までの期間において、C区にあったA社に勤務していたものと認められる。

加えて、申立期間当時、A社F工場に勤務していたことが確認できる複数の者は、同社同工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、すべて厚生年金保険の加入記録があることが確認できることから、同社では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和17年6月1日から19年4月30日までの期間において継続して勤務し、事業主により給与から保険料が控除されていたと推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人に係る労働者年金保険被保険者の資格取得日は17年6月1日、資格喪失日は19年5月1日とすることが妥当であると判断する。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和19年5月1日から20年5月22日までの期間については、申立人が所持する上記の郵便貯金通帳から、19年8月6日にG都道府県内の郵便局で預金を引き出していることが確認できる上、申立人自身も、「昭和19年5月末にはG都道府県に戻っていた。」と述べている。

また、前述の厚生年金保険適用事業所名簿から、C区にあったA社は、

昭和 20 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当該期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を22万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月1日から14年9月25日まで
有限会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が22万円から9万8,000円に減額されていることに納得がいかないため、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の有限会社Aに係る申立期間の標準報酬月額は、当初、22万円と記録されていたところ、申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した平成14年9月25日の後の同年11月11日付けで、13年7月1日に遡^{そきゅう}及して9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立期間当時、有限会社Aにおいて厚生年金保険被保険者であった当時の代表取締役及び社員の二人についても、申立人と同日の平成14年11月11日付けで、遡及して標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人が所持する平成13年分の給与所得の源泉徴収票において推認できる厚生年金保険料額から、13年7月から同年12月までの期間において、訂正前の標準報酬月額（22万円）に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが認められる。

また、年金事務所が保管する有限会社Aに係る滞納処分票から、当該遡及訂正が行われた当時、同社は、社会保険料の滞納があったことが確認できる。

さらに、有限会社Aに係る商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期

間当時、同社の役員ではないことが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 14 年 11 月 11 日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 22 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月、9年3月、10年3月及び11年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月
② 平成9年3月
③ 平成10年3月
④ 平成11年3月

私は、平成6年、9年、10年及び11年の3月31日に、A事業所に係る厚生年金保険の資格を喪失しているが、その翌日の4月1日に再就職し、厚生年金保険にも再加入している。1日でも空白期間がある場合は、国民年金の保険料を納付しなければならないことを知っていたので、送られてきた納付書により、期限内に現金で納めた。金額はだいたい1万1,000円から1万3,000円ぐらいだったと思う。年金事務所からは、「無資格期間のため、保険料の納付は確認できない。」との回答をもらったが、納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から④までについて、「A事業所に申立期間の前日まで勤務し、翌日から再度勤務した間の期間であり、同事業所において、私の国民年金の加入手続をしたと思う。」と主張しているところ、オンライン記録及びB市町村が保管する国民年金被保険者名簿に、申立人が当該期間において国民年金に加入した記録は無い。

また、A事業所では、「A事業所に勤務していた者が退職しても、その者の国民年金の加入手続をA事業所が行うことはない。」と回答し、申立人も申立期間①から④までについて、「自分では国民年金の加入手続を行っていない。」と述べていることから、申立期間①から④までについて、申立人は国民年金に加入していないため、制度上、当該期間の国民年金保

険料を納付することはできなかつたものと推認される。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年3月まで
② 昭和20年3月から同年8月15日まで

私は、尋常高等小学校卒業後、昭和19年3月末ごろからA株式会社B工場で働き、20年3月上旬に空襲が激しくなったため同社C工場に異動し、同年8月15日の終戦まで働いた。女子が厚生年金保険の適用となった19年10月から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の証言から、申立人は、当該期間において、A株式会社B工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に、A株式会社B工場に勤務したと記憶する同僚11人についても、申立期間①に係る厚生年金保険の記録は無い。

また、A株式会社では、「申立期間当時の資料が無く、当時のB工場における従業員の厚生年金保険の適用関係は不明である。」と回答しているところ、「D年史」によると、昭和20年3月9日時点のA株式会社B工場の従業員数は約100人と記載されているが、同社同工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から確認できる同日時点の被保険者数は50人であることから、当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間①において、申立人と一緒にA株式会社B工場に勤務した上記の同僚から聴取したが、当時、同工場において給与から厚生

年金保険料が控除されていたかどうかの記憶は曖昧^{あいまい}であり、保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、同僚の証言から、申立人は当該期間において、A株式会社C工場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人が一緒に、A株式会社B工場で勤務した後、一緒に同社C工場に異動したと記憶する同僚 11 人についても、申立期間②に係る厚生年金保険の記録は無い。

また、A株式会社では、「申立期間当時の資料が無く、当時のC工場における従業員の厚生年金保険の適用関係は不明である。」としているところ、「D年史」によると、昭和 20 年 8 月 15 日時点のA株式会社C工場の従業員数は約 300 人と記載されているが、同社同工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から確認できる同日時点の被保険者数は 80 人であることから、当時、同工場のすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがえる。

さらに、申立期間②において、申立人と一緒にA株式会社C工場に勤務した前述の同僚から聴取したが、当時、同工場において給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかの記憶は曖昧であり、保険料控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年10月ごろから30年7月1日まで
② 昭和31年5月24日から同年11月ごろまで

A事業所に係る昭和30年7月1日から31年5月24日までの厚生年金保険の加入記録が見つかった。A事業所の下請の個人事業主の下で、働いていた。給料は個人事業主からしかもらっていない。

約2年間の勤務形態は同じだったにもかかわらず、なぜ10か月だけの厚生年金保険の加入記録があるのか。記録があるのならば、働いていたすべての期間があるはずと思うので、申立期間①及び②について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「昭和30年7月1日から31年5月24日までA事業所において厚生年金保険の加入記録があるが、29年10月ごろから31年11月ごろまで同様に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する同僚は、「正確には記憶していないが、申立人とは2年間ぐらい一緒に働いていた。」と証言しており、申立人は、期間は特定できないものの、申立期間①及び②について、継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、A事業所に係る厚生年金保険の加入記録がある期間及び申立期間①、②において、「A事業所の下請の個人事業主の下で勤務し、その者から給与を支給されていた。」と述べているところ、申立人の厚生年金保険の記録がある期間に、同事業所において厚生年金保険の加入記録がある者の中で、複数の者が申立人と同様に、同事業所の下請事業者には雇用されていたとする者がみられることから、申立期間当時、

同事業所では、下請事業者が雇用する者についても厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間①及び②について、申立人が同じ個人事業主に雇用されていたと記憶する同僚二人のうち、一人は、申立人が勤務する以前から厚生年金保険の資格を取得し、申立人と同様に申立期間②以降も勤務していたが、資格喪失日は申立人と同じ昭和 31 年 5 月 24 日となっており、別の一人は申立人よりも前から勤務していたが、資格取得日は申立人と同様に 30 年 7 月 1 日となっていることが確認できる。

また、A事業所において、申立人と同日の昭和 30 年 7 月 1 日に資格を取得している 51 人の中で聴取できた 10 人について、6 人が、「資格取得日以前から勤務していた。」と証言していることから、A事業所は申立期間①当時、採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことがうかがえる。

さらに、A事業所において、申立人と同日の昭和 31 年 5 月 24 日に資格を喪失している 26 人の中で聴取できた 9 人について、5 人が、「資格喪失日以後も勤務していた。」と証言していることから、その後も勤務していた者について、経緯は不明であるが、厚生年金保険の資格を喪失させる取扱いをしていたことがうかがえる。

このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 1 日から 46 年 2 月 1 日まで
② 昭和 46 年 2 月 1 日から 54 年 12 月 1 日まで

申立期間①については、A事業所を辞めた後に、専務となっていた大学の同級生の紹介で、B株式会社に勤務した。具体的な勤務期間や同僚の名前も覚えていない。

しかし、同級生だった専務と資金繰りのために、融資を求めてC都道府県内の銀行巡りをした。専務からは厚生年金保険の適用事業所と聞いていたし、従業員だったと思っている。厚生年金保険の加入記録が無いというのはおかしい。

また、申立期間②については、昭和 46 年 2 月 1 日だと思うが、B株式会社を辞め、大学の同窓生が専務になっていた有限会社D又はE事業所に勤務した。経理的な仕事をしていたが、この同窓生が創業したE事業所の従業員だったかは覚えていない。専務からは厚生年金保険の適用事業所だと聞いていたので、厚生年金保険の加入記録が無いというのはおかしいと思う。

申立期間①及び②について、厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「B株式会社には、専務となっていた大学の同級生の紹介で勤務した。」と主張しているところ、当時の技術職員は、「私も専務の紹介で、昭和 44 年の春から就職した。申立人は私よりも後から入社した。」と証言している上、当時の事務職員は、「私は、45 年 4 月に退社したが、その時、申立人は既に在籍して

いなかった。」と証言していることを踏まえると、申立人は申立期間の一部において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の技術職員は、「私は昭和 44 年春ごろから勤務したが、厚生年金保険の資格取得日は 45 年 3 月 21 日となっている。」とし、前述の事務職員は、「私は、45 年 1 月から同年 4 月まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は無く、当時、一緒に勤務していた夫は 44 年 1 月ごろから勤務したが、資格取得日は同年 9 月 1 日となっている。」と証言しており、B 株式会社では、入社後、すぐに社員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立人は一緒に勤務した同僚の氏名を記憶していないことから、申立期間①に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、B 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票をすべて確認したが、申立人の原票は無く、健康保険番号に欠番も無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、「有限会社D又はE事業所に勤務した。どちらも厚生年金保険の適用事業所と聞いていた。」と主張している。

しかしながら、有限会社Dの当時の事務員は、「申立人が当時、同じ建物内で勤務していたことは記憶しているが、申立人は有限会社Dの社員ではなく、当時、同社の専務が設立し同じ建物内にあったE事業所の社員だった。E事業所は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないかった。」と証言している上、別の事務員は、「私は、昭和 50 年 8 月から有限会社Dで社員の給与計算を担当していたが、申立人は同社の社員ではなかった。」と証言していることから、申立人はE事業所の社員であったことがうかがえる。

また、事業所記号払出簿及びオンライン記録を確認したが、E事業所は、厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

さらに、有限会社Dの健康保険厚生年金保険被保険者原票をすべて確認したが、申立人の原票は無く、健康保険番号の欠番も無い。

- 3 このほか、申立期間①及び②について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 11 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで
私の厚生年金保険の加入記録では、A株式会社での厚生年金保険の資格喪失日（昭和 30 年 11 月 1 日）からB事業所での資格取得日（32 年 10 月 1 日）まで、約 2 年間で未加入期間となっているが、長期間、無職だったことはない。同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは 32 年 10 月 1 日であり、それ以前の勤務期間があることを加味しても未加入期間が長いと思うので、A株式会社での資格喪失日が正しいものなのか、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和 30 年 11 月 1 日とされているが、同社における資格喪失日が正しいものなのか調査してほしい。」と主張している。

しかしながら、A株式会社では、「当社が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書から、申立人について昭和 30 年 11 月 1 日付けで本人の希望退職を理由として資格を喪失する旨の届出を行ったことが確認できることから、申立人は、同日付けで退職したと考えられる。」と回答している。

また、上記のA株式会社が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書に記載された資格喪失日（昭和 30 年 11 月 1 日）は、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された申立人の資格喪失日と一致していることが確認できる上、同通知書から、30 年 11 月 12 日に健康保険証が返納された旨の記載が確認できる。

さらに、申立人の資格喪失日の前後に資格喪失をした同僚5人のうち3人に照会したところ、全員が、「申立人のことは記憶に無い。」と述べている上、A株式会社における厚生年金保険の加入記録について問題ない旨述べている。

加えて、申立人がA株式会社を退職後に勤務したB事業所において、申立人は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年10月1日に資格を取得していることが確認できるところ、同事業所において同日付けで資格を取得した者は、「申立人は、私よりも1年から2年ぐらい早く入社したと思う。私が入社した時期は、はっきりとは記憶していないが、入社後に社員が希望して、会社が厚生年金保険に加入することになったことを記憶している。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月 21 日から 63 年 10 月 1 日まで

私が所持する雇用保険の通知書から、A株式会社B工場における入社日は昭和 58 年 3 月 21 日であることが確認できるが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は 63 年 10 月 1 日とされている。

A株式会社B工場では準社員として勤務し、会社から受け取った保険証を歯医者で使用した記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する社員台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、申立期間において同社B工場に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、上記の社員台帳及び同社が加入しているC厚生年金基金が保管する加入員台帳によると、申立人の厚生年金基金被保険者資格の取得日は、昭和 63 年 10 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、A株式会社B工場の当時の事務担当者は、「申立期間当時、準社員は、雇用保険については入社と同時に加入させていたが、厚生年金及び健康保険については、加入の意思を確認してから加入させていた。」と証言しているところ、同社同工場で準社員として勤務していたとする複数の同僚は、「入社時に、事務担当者から厚生年金保険の加入は無いと説明されたが、昭和 58 年ごろに加入の意思を聞かれた。自分は加入したが、加入しない人もいた。」と証言している。

さらに、申立人は、「昭和 57 年 5 月に結婚してから、夫の扶養になっていた。」と述べているところ、申立人の夫の厚生年金保険被保険者原

票の記録から、申立人は 60 年 5 月 1 日まで夫の被扶養者となっていることが確認できる上、A 株式会社が加入している D 健康保険組合では、「申立人は、同年 5 月 1 日に健康保険の被保険者資格を取得している。」と回答しているところ、前述の事務担当者は、「準社員に加入の意思を聞いた際、健康保険のみ先に加入し、厚生年金には後から加入する者もいたが、その場合には、厚生年金に加入するまで健康保険料のみを控除していた。」と証言している。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月11日から50年4月15日まで
私は、申立期間においてA都道府県のB株式会社に出稼ぎ労働者として勤務した。

一緒に勤務した同郷の同僚は厚生年金保険に加入しているが、自分には加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が記憶する上記の同僚は、申立期間において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、B株式会社では、「申立期間当時の関係資料は保存していないが、当時は、本人の希望等で厚生年金保険に加入しなかった者もいた。当社ではC健康保険組合に加入しており、申立期間当時、健康保険のみに加入する者はいたが、健康保険に加入せずに厚生年金のみに加入する者はいなかった。」と回答しているところ、同組合では、「申立人の健康保険の加入記録は無い。」と回答しており、申立人は、厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

また、申立期間において、D都道府県からB株式会社に出稼ぎ労働者として勤務したとする4人について調査したところ、全員が、申立人と同様に、同社において雇用保険には加入しているが、厚生年金保険の加入記録は無いことが確認できる上、このうちの一人は、「私は、昭和47年から9回ほど同社に出稼ぎ労働者として勤務したが、一度目のみ厚生年金保険に加入し、他の8回については、国民年金及び国民健康保険に加入してい

ることを理由に加入を断った。」と証言し、当該同僚は、同社において、47年11月15日から48年4月15日まで厚生年金保険に加入し、その後は国民年金に加入していることが確認でき、他の3人も、申立期間において、国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる上、B株式会社に係る事業所別被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月 21 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 58 年 7 月から 59 年 2 月までの期間において、株式会社AからB株式会社へと社名変更はあったが、勤務場所もC支店のまま変わらず、継続して営業事務に従事していた。

株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和 58 年 10 月 21 日、B株式会社に係る資格取得日が同年 11 月 1 日とされているが、継続して厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、申立期間においてB株式会社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B株式会社では、「当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書では、申立人の資格取得日は、昭和 58 年 11 月 1 日となっている。当時の給与関係の資料は無いが、同年 10 月 21 日から勤務していても、当該届出に基づき 11 月分のみの厚生年金保険料を控除していたと考えられる。」と回答している。

また、申立人は、「D事業所からE事業所、株式会社A、B株式会社へと3回の社名変更はあったが、昭和 54 年 11 月 21 日から 59 年 2 月 20 日まで勤務場所も勤務内容も変わらないで勤務していた。」と主張しているところ、法人登記簿から、株式会社AとB株式会社は、別法人であることが確認でき、社会保険事務所（当時）の記録でも、上記の4社はそれぞれ厚生年金保険の適用事業所として届出を行っていることが確認できる。

さらに、株式会社A及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険

者名簿を確認したところ、株式会社Aにおいて資格を喪失し、B株式会社において資格を取得している者は100人確認できるところ、全員が、株式会社Aにおいて昭和58年10月21日に資格を喪失し、B株式会社において、31人が同年11月1日に資格を取得（うち一人が、その後に同年10月21日に変更）し、56人が同年11月21日に資格を取得し、13人が同年12月1日に資格を取得していることが確認できる。

加えて、上記の昭和58年11月1日以降に資格を取得している者のうちの25人に照会したが、当時の給与明細書等の資料を保管している者はおらず、申立期間において、厚生年金保険料の控除をうかがわせる積極的な供述及び資料は確認できない。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
結婚後、申立期間において、A 株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社では、「当時の資料が無く、当時の社員からも確認したが、申立人の勤務事実は確認できなかった。」と回答しているが、申立人は、同社における勤務内容等について具体的に記憶していることから、申立期間当時、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人は、同僚の氏名等を記憶していないことから、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したところ、回答のあった当時の二人の事務担当者は、「社会保険事務の担当者がいなかったので、上司の判断で加入させたケースもあり、入社後、未加入となっている場合には手続漏れとなった可能性が高い。」、「アルバイトの者もいたことから、厚生年金保険料は加入している者からのみ控除していたと思う。」と証言している。

また、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立人の氏名は無く、健康保険番号に欠番も無い。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 896 (事案 102 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
② 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
③ 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
④ 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
⑤ 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
⑥ 昭和 36 年 1 月 6 日から 40 年 6 月 30 日まで

A事業所で勤務した昭和 17 年から 18 年 12 月 30 日までの期間、22 年 3 月 1 日から 34 年 5 月 1 日までの期間及び 35 年 4 月から 40 年 6 月までの期間について前回申立てをしたが、訂正が必要でないとの回答を受け取った。

その後、申立期間当時、A事業所の職員として勤務していた者が、私がB作業員として給料から厚生年金保険料が控除されていたことを証明する旨の「保証書」を提出してくれた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 17 年から 18 年 12 月 30 日までの期間、22 年 3 月 1 日から 34 年 5 月 1 日までの期間及び 35 年 4 月から 40 年 6 月までの期間について、A事業所に勤務し厚生年金保険に加入していた。」と主張しているところ、i) A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、30 年 1 月 1 日であること、ii) 申立人が記憶する同僚 3 人のうち、二人については、35 年から 39 年までの期間について、同事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無く、一人については、同事業所に係る厚生年金保険の加入記録が無いことなどを判断の理由として、既に当委員会の決定に基づき、

平成 20 年 9 月 10 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当初の申立期間を一部変更した上で、当時、A 事業所の職員として勤務していた者が、「申立人が B 作業員として健康保険料と厚生年金保険料をセットで給料から控除されていたことは間違いのない旨を証明する。」旨の平成 22 年 2 月 23 日付けの「保証書」を新たな資料として提出し、再申立てを行っている。

さらに、再申立て後、「昭和 39 年 12 月 31 日に A 事業所の会計係員に依頼され、11 月分の給料から健康保険と厚生年金保険料をセットで控除された残額を、申立人に手渡すよう明細書と現金を預かった。その時、申立人は、30 年から健康保険料と厚生年金保険料を給料から控除されていると聞いたことを思い出したのでお知らせします。」と記載された「証明書」を追加資料として提出している。

しかしながら、当委員会において、上記の「保証書」及び「証明書」を申立人に提出した者から聴取したところ、i) 毎月の給与支給日に、A 事業所の担当者から本人に給与が支給され、業務の都合等により、本人が受け取れない場合には家族が代わりに受け取りに行くことはあった。しかし、私が、会計係員から申立人の給与を預かったかどうかはよく覚えていない、ii) 申立人が、昭和 30 年から健康保険料及び厚生年金保険料が控除されていたことについて、会計係員から聞いたかどうかはよく覚えていない、と証言しており、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事情はうかがえないことから、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。